明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・環境七）　一
〔告　示〕
○福島県双葉郡楢葉町の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件（環境九二）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十四年度における予算使用の状況（平成二十四年度出納整理期間を含む。）（内閣）　三
平成二十五年度第一・四半期予算使用の状況（同）　七
平成二十五年度第一・四半期国庫の状況（同）　三四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
日本放送協会落札等、西日本高速道路株式会社参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決取消訴訟の判決確定・弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・記章紛失関係　一七〇
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　一四四
会社その他
会社決算公告　一六六

省令

○経済産業省環境省令第七号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行に伴い、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
環境大臣　石原　伸晃

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成十三年経済産業省環境省令第十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則

第一条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、「及び特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）」を削る。

第十二条の次に次の五条を加える。

（第一種フロン類再生業者の許可を要しない場合）

第十二条の二　法第五十条第一項ただし書の規定による第一種フロン類再生業は、次により行うものとする。

一　フロン類の充塡に関する記録その他の使用及び管理の状況について把握している第一種特定製品から自らが回収するフロン類又は第一種特定製品から自らが回収するフロン類であって、自ら保有する分析機器を使用すること若しくは十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することによりその性状が適切に確認されているフロン類について、フロン類の再生を行うこと（フロン類の回収に付随してフロン類の再生が行われる場合であって、法第四十六条第一項の主務省令で定める場合又は再生をしたフロン類を第一種フロン類再生業者若しくはフロン類破壊業者に引き渡すことを目的として回収を行う場合を除く。次号において同じ。）。

二　再生をしたフロン類を自ら冷媒として充塡の用に供する目的でフロン類の再生を行うこと。

三　フロン類の再生の用に供する設備（次項に規定するものに限る。）の適正な使用方法に従って、フロン類を大気中に排出することなく、適切な再生を行うこと。

2　法第五十条第一項ただし書に規定する主務省令で定めるものは、フロン類の再生の用に供する設備のうち、次に掲げる要件に該当するものとする。

一　フロン類の再生の用に供する設備を構成する装置のうち、フロン類の再生の用に供する装置については、一の筐体に収められていること。

二　可搬式のものであること。

三　供給口及び排出口を除き密閉でき、フロン類の大気中への排出が生じない構造であること（安全性の確保のためやむを得ない場合において、フロン類を排出する機能を備えているものを含む。）。

四　再生をしようとするフロン類の種類に応じた適切な再生を行うことができるものであること。